

後期高齢者医療制度のお知らせ

～整骨院・接骨院・はり・きゅう、あんま・マッサージのかかりかた～

◆医療費の適正化について◆

整骨院・接骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージなどの施術を受ける場合には、医療保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。

医療保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化につながります。医療費の適正な支出のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆整骨院・接骨院（柔道整復師）のかかり方について◆

○医療保険が使える場合○

- ◇医師や柔道整復師に骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（肉ばなれを含む）と診断または判断され、施術を受けたとき。
- ※骨折・脱臼については、応急手当の場合を除いて、あらかじめ医師の同意が必要です。
- ◇骨・筋肉・関節のケガや痛みで、負傷原因がはっきりしているとき。

×医療保険が使えない場合×

- ◇脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術。
- ◇保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの。
- ◇施術所以外で施術を受けた場合（往診は除きます）。

◆はり・きゅう、あんま・マッサージのかかり方について◆

○医療保険が使える場合○

- ◆はり・きゅう
 - ◇神経痛、リウマチ、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、頸腕症候群などの慢性的な疼痛を主症とする疾患。
- ◆あんま・マッサージ
 - ◇筋麻痺（筋肉の麻痺）、関節拘縮（関節が硬く完全に曲がらない、あるいは完全に伸びきらない症状）など。

×医療保険が使えない場合×

- ◆はり・きゅう
 - ◇保険医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている場合。
- ◆はり・きゅう、あんま・マッサージ共通
 - ◇疲労回復や慰安を目的としたもの。
 - ◇医師の同意がない場合。

◎領収書は必ずもらって保管しておきましょう。

○問合先／

北海道後期高齢者医療広域連合

☎ 011-290-5601

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

新篠津村住民課国保医療係

☎ 0126-57-2111（内線341）



ペットはマナーを守って飼いましょう！

